

復興交付金事業計画

計画名称 矢祭町復興交付金事業計画
計画策定主体 矢祭町
計画期間 平成24年6月～平成25年3月
計画区域 別紙のとおり ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。
計画区域における震災による被害の状況 町全体の住宅被害は、大規模半壊1戸、半壊60戸、一部損壊346戸の合計407戸であった。 土木関係の被害箇所は、道路15箇所、農林関係は水路2箇所、農道3箇所、農地5箇所、林道15箇所の計25箇所、水道関係13箇所、教育関係は学校施設6箇所、社会教育施設3箇所の計9箇所、社会福祉施設2箇所、その他公共施設5箇所であった。 このうち矢祭ニュータウン内の被害状況は、大規模半壊が1戸、半壊が7戸、一部損壊が13戸で、町内でも比較的被害の大きい住宅があるうえ、水道管の破損被害が集中したため、断水も2日続いた。 (1) 矢祭ニュータウン内盛土部分 ・対象戸数16戸 うち人家被害件数 大規模半壊1戸、半壊7戸、一部損壊4戸 ・宅地内の町道の被災 ・被災された世帯の方については、法面の滑りの危険が解消されていないため、余震の度に被害拡大を恐れ、不安な生活を余儀なくされている。

震災の被害からの復興に関する目標

今回の地震による被害は、町内各地に大きな損害を与え、公共施設はもとより個人の住宅にも多大な損害を与えている。その中で、造成宅地の盛土面についての滑り等が発生し、町道や個人の宅地などに甚大な被害を与えている。

矢祭ニュータウン内の個人住宅の補修は、建物・擁壁の補修や地割れ等の補修であるが、建物の傾きの補修や地盤を安定させる工事が必要となり、多大な費用がかかるため、被災者個人の負担では非常に困難な問題である。

また、高齢者や住宅ローンの返済が済んでいない被災者もいることや、復旧に必要な資材や労働力も不足しており、早期復旧の妨げとなっている。

町としては、このような状況を踏まえ、造成宅地及び公共施設の保全に努め、再度の災害防止を図り、被災した宅地の早期復旧とその安全性の確保を図ることとする。

対象事業の詳細 様式1-2、1-3、1-4、1-5

基金設置の有無・基金設置の時期

(基金設置主体：矢祭町) / 無 ()
(基金設置の時期：平成24年9月)

※該当を○で囲んで下さい

復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙※

※特定市町村又は特定都道府県が独自に、域内の復興に関する構想、そのために必要となる施策等を取りまとめた文書を作成している場合には、その文書を添付してください。

